

厚生労働省より通知があり、

R8年6月1日より入院時食事療養費が変更となります。

〈入院時食事療養費等の患者負担額〉

| | 患者負担額 (1食あたり) |
|---|------------------|
| 一般所得 | 550円 |
| 低所得Ⅱ（住民税非課税） ※過去12ヶ月の入院日数が90日を超える場合の91日目から220円 | 270円 |
| 低所得Ⅰ (住民税非課税で一定所得以下) | 130円 |

(上記内容のお問合せは1階入院受付まで)

※厚生労働省健康保険法施行規則※